

平成 24 年度 事業計画書

社会福祉法人 地域サポート虹

<< 虹からのメッセージ >>

地域には、その人だけの、その人らしい生き方があります。
地域サポート虹は、自然に暖かく、寄り添って歩きたいと願っています。

★人を大切に★

★ふれあいの輪を広げる★

★今という瞬間、その時を大切に★



イラスト提供 : 浜 美登里さん

〈 目 次 〉

1	通所介護	すずらん	3 ページ
2	訪問介護	りんどう	5 ページ
3	訪問介護	りんどう(障害福祉サービス)	8 ページ
4	グループホーム	さくらそう	11 ページ
5	小規模多機能型居宅介護	くるみ	15 ページ
6	小規模多機能型居宅介護	かりん	20 ページ
7	居宅介護支援	地域サポート虹	23 ページ
8	OYAKO CLUB チェリッポ	一時預かり、認可外保育	25 ページ
9	OYAKO CLUB チェリッポ	おやこのひろば	26 ページ
10	OYAKO CLUB チェリッポ	おやこの駅ひろば	28 ページ
11	栄区地域子育て支援拠点	にこりんく	30 ページ
12	青少年活動の地域の活動拠点	フレンズ☆SAKAE	33 ページ
13	虹	本部	35 ページ

平成 24 年度 通所介護すずらん事業計画書

- (1) 事業内容
 老人居宅介護事業 通所介護 予防通所介護
 事業所名 通所介護 すずらん

- (2) 所在地
 横浜市栄区桂町279-4
 TEL:045-894-7480 FAX:045-894-7480

- (3) 定員
 15名/日

- (4) 職員

職名	資格等	人数/日	人数
管理者	介護福祉士、介護ヘルパー1級または2級課程修了者	1人/日	1人
生活相談員	介護福祉士、介護ヘルパー1級または2級課程修了者	※1人/日	※1人
看護職員	看護師	1人/日	3人
介護職員	介護福祉士、介護ヘルパー1級または2級課程修了者	3人/日	11人
機能訓練指導員	看護師が兼務	1人/日	2人
事務職員	生活相談員または介護職員が兼務		1人

※管理者と生活相談員は兼任

- (5) 事業開始年月日
 平成18年1月1日より事業開始

- (6) 運営方針

介護保険を利用されるようになった方々に、心身のよりよい状態を維持していただけるようお手伝いすることを目標に、曜日ごとの特徴を生かして豊富なプログラムを組みあわせてディサービスを実施する。

また、保険の非該当者でも、一人暮らしなど諸事情により自宅に引きこもりがちな、地域に住む高齢者の方々に気軽に立ち寄っていただける場を提供することも目標に活動する。

お世話にあたるスタッフも同じ地域に住むヘルパーを中心に、経験豊かな中高年の主婦ボランティアや退職後の男性ボランティアに加わっていただいたり、各種プログラムの講師も地域の方々を中心にお願いするなど、地域とのつながりを大切に、心のこもったディサービスを実施することを目標とする。介護職員も勉強会を実施し質の向上を目指す。介護資格も積極的に取得するよう働きかけをする。

- (7) 営業時間
 月～金 8:30～17:30 サービス提供時間(月～金)9:30～15:40
 ※休日は留守電にて対応。

- (8) 利用料金
 厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- (9) 資金計画

法人の「資金収支予算内訳」によるものとする。

(10) 年間予定

月	行事	月	行事
1月	新年会	7月	七夕祭り
2月	節分祭り	8月	夏祭り
3月	ひな祭り	9月	防災訓練
4月	お花見	10月	秋の散策
5月	節句	11月	秋の散策
6月	お菓子作り	12月	クリスマス会

(11) 研修計画

事業所は、従業員の質的向上を図るため、月一回のミーティング時にテーマを決め勉強会を行うこととする。また、法人内の研修、区の研修など積極的に参加することとする。

①採用時研修 採用後一ヶ月以内。

②継続研修およびケース会議毎月一回

- ・認知症研修
- ・排泄管理
- ・個人情報、プライバシー保護
- ・感染予防
- ・緊急避難訓練

平成24年度 事業計画書

(1) 事業内容

事業所名称：訪問介護りんどう (事業所番号：1473500641)
介護保険法による老人居宅介護事業 訪問介護 介護予防訪問介護

(2) 所在地

横浜市栄区桂町74番17号 サパレス本郷台107号
TEL:045-894-7783 FAX:045-894-0603

(3) 職員 22名

職 種	員 数	常勤換算
管理者	1名	1名
サービス提供責任者	2名 (内1名は管理者兼務)	1名
訪問介護員	19名 (内1名はサービス提供責任者兼務)	2.1名

(4) 利用者 34名(内休止中2名)

ヘルパーの活動が可能な範囲内で、利用希望者に対応していく。

(5) 運営方針

地域の介護保険利用者を主として、家族との同居・別居にかかわらず住み慣れた家での生活をより快適に続けていただけるようお手伝いをするを目標とし運営する。また、24年1月から障害福祉サービス事業所(一体的に運営は行うが、別事業所となる)の指定をとり、態勢を整えたので、介護度が上がった利用者や障害のある方も、しっかりと出来るだけ長く支えていくようにする。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

また、各種学習会を活用しながら従業員の質を高め、法人内の居宅介護事業所や通所介護事業所と密に連携をとり、利用者の気持ちに沿った対応をより迅速に行うようにする。

(6) 営業時間

事務所 月曜日～金曜日 9:00～17:00

※ 緊急時の電話対応においては、24時間常時連絡が可能な体制とする。

ヘルパー活動は事務所開所時以外も実施

(7) 利用料金

厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスである

ときは、その1割の額とする。

《参考 23年度までの利用料》

介護報酬に係る費用（利用者1割負担分）：残りの9割は事業者が代理受領

（ ）内は利用者1割負担額を円に換算し表示したものです。ただし、小数点以下は切捨てとなるので、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。

① 要介護の方

サービス1回あたりの料金		
所要時間及び内容	身体介護	生活援助
30分未満	254単位（272円/回）	—
30分以上1時間未満	402単位（431円/回）	229単位（245円/回）
1時間以上1時間30分未満	584単位（625円/回）	291単位（312円/回）
以上30分増す毎に	83単位（89円/回）を追加	—
早朝・深夜・2人体制等加算有り		

② 要支援の方

1ヶ月あたりの料金	
サービス内容	単位
予防訪問介護Ⅰ 週1回程度必要な方（要支援1・2の方対象）	1234単位（1321円/月）
予防訪問介護Ⅱ 週2回程度必要な方（要支援1・2の方対象）	2468単位（2641円/月）
予防訪問介護Ⅲ 週3回程度必要な方（要支援2の方対象）	4010単位（4291円/月）

(8) 資金計画

法人の「資金収支予算内訳」によるものとする。

《参考》23年度実績（23年4月～24年1月の月平均概数 24年度は大きく変化有）

要支援者 16名 月平均サービス利用数	サービス種類	利用者数(提供時間)	ヘルパー時給
	予防訪問介護Ⅰ	8名(43時間)	1200円/時間
	予防訪問介護Ⅱ	7名(71時間)	
	予防訪問介護Ⅲ	1名(21時間)	
要介護者 18名 月平均サービス提供時間数	サービス種類	提供時間(組合せて提供)	ヘルパー時給
	身体介護	15時間	1600円/時間
	生活援助	186時間	1200円/時間

(9) 研修計画

事業所は、従業員の質的向上を図るための研修会を次のとおり設け、業務体制を整備する。また、障害者福祉サービス事業と一体化して行うため、研修も同時に行うものとする。

① 採用時研修 採用後1ヶ月内

新たに訪問することになった利用者宅への同行訪問時、ヘルパーと

しての心構えと、介護技術の確認と指導を行う。

平成24年度 事業計画書

(10) 事業内容

事業所名称：訪問介護りんどう (事業所番号：1413500370)

障害者自立支援法による障害福祉サービス事業 居宅介護 重度訪問介護

(11) 所在地

横浜市栄区桂町74番17号 カンパレス本郷台107号

TEL:045-894-7783 FAX:045-894-0603

(12) 職員 6名 (老人居宅介護事業兼務)

職 種	員 数	常勤換算
管理者	1名	2.7名
サービス提供責任者	1名	
訪問介護員	5名 (内1名はサービス提供責任者兼務)	

(13) 利用者 1名

今後、利用希望があれば、4人を超えない程度で受け入れていく。

(14) 運営方針

障害者自立支援法に基づいて、支給決定をうけた地域の障害者又は障害児（以下利用者という。）にたいし、利用者が家族との同居・別居にかかわらず住み慣れた居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びにその他の生活全般にわたる援助を適切に行うことを目標に運営していく。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

また、各種学習会を活用しながら従業員の質を高め、法人内の居宅介護事業所や通所介護事業所と密に連携をとり、利用者の気持ちに沿った対応をより迅速に行うようにする。

(15) 営業時間

事務所 月曜日～金曜日 9:00～17:00

※ 緊急時の電話対応においては、24時間常時連絡が可能な体制とする。

ヘルパー活動は事務所開所時以外も実施。

(16) 利用料金

厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、横浜市独自の、所得に応じて4区分の月額負担上限額が設定されており、それ以上の負担は必要ない。

《参考 23年度までの利用料》

居宅介護・重度訪問介護の利用者負担金（サービス費の1割）				
サービス類型	30分	30分から1時間	1時間～1.5時間	以後30分ごと
身体介護	296円	469円	681円	97円
家事援助	123円	230円	323円	82円

早朝・深夜・2人体制等加算有り

(17) 資金計画

法人の「資金収支予算内訳」によるものとする。

《参考》23年度(24年1月)実績 24年度は大きく変化有

利用者 1名	サービス種類	提供時間(組合せて提供)	ヘルパー時給
	身体介護	14時間	1600円/時間
	生活援助	13.5時間	1200円/時間

(18) 研修計画

事業所は、従業員の質的向上を図るための研修会を次のとおり設け、業務体制を整備する。また老人居宅介護事業と一体化して行うため、研修も同時に行うものとする。

② 採用時研修 採用後1ヶ月内

新たに訪問することになった利用者宅への同行訪問時、ヘルパーとしての心構えと、介護技術の確認と指導を行う。

③ 継続研修

年次計画

実施月	研修内容
4月	訪問介護の心得(個人情報保護を含む)について 訪問介護に関する各種記録の書き方について
6月	感染症と食中毒の予防・防止について
9月	事故発生防止と緊急対応・リスク管理について
11月	認知症について
1月	身体介護の介護技術とボディメカニクスについて
3月	お年寄りのための調理と口腔ケアについて

(19) 苦情・相談対応

利用者からの相談・苦情対応 : 公的機関も含め「重要事項説明書」に明記

従業者からの相談・苦情対応 : 下記のいずれかが電話・面接にて対応する

{ りんどう管理者
法人事務長
法人理事長